

諮問第1号

人権擁護委員の候補者の推薦について

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

令和8年2月20日提出

山陽小野田市長 藤田剛二

記

住 所 山陽小野田市大字郡2030番地2（西下津二）

氏 名 能勢俊勝

生年月日 昭和29年1月11日

提案理由 能勢俊勝委員の任期が令和8年6月30日をもって満了するため

(参 考)

○ 人権擁護委員法

(委員の推薦及び委嘱)

第6条 人権擁護委員は、法務大臣が委嘱する。

2 略

3 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であって直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。

4～8 略

(委員の任期)

第9条 人権擁護委員の任期は、3年とする。但し、任期満了後も、後任者が委嘱されるまでの間、その職務を行う。

○ 現在の委員

- ◎ 能 勢 俊 勝 (R5. 7.1 ~ R8. 6.30)
- 長 岡 忠 男 (R5. 7.1 ~ R8. 6.30)
- 藤 永 美 枝 子 (R5. 1.1 ~ R8. 6.30)
- 河 内 平 文 (R6. 1.1 ~ R8. 12.31)
- 青 木 恵 子 (R7. 1.1 ~ R9. 12.31)
- 江 中 幸 夫 (R7. 1.1 ~ R9. 12.31)
- 通 山 京 子 (R7. 1.1 ~ R9. 12.31)
- 磯 谷 美 津 子 (R7. 1.1 ~ R9. 12.31)
- 岩 間 眞 知 子 (R8. 1.1 ~ R10. 12.31)
- 山 本 福 代 (R8. 1.1 ~ R10. 12.31)

経 歴

現住所 山口県山陽小野田市大字郡2030番地2 (西下津二)

の せ と し かつ
能 勢 俊 勝

昭和29年1月11日生 (72歳)

学 歴

昭和53年3月 九州産業大学大学院工学研究科修了

職 歴

昭和55年4月 小野田市立須恵小学校
平成5年4月 小野田市教育委員会
平成7年4月 山口県教育庁厚狭教育事務所
平成9年4月 美祢市立大嶺小学校
平成14年4月 豊浦郡豊北町立阿川小学校教頭
平成17年4月 美祢市立桃木小学校教頭
平成23年4月 下関市立宇賀小学校長
平成26年3月 退職
平成26年4月
) 山陽小野田市教育委員会事務局心の支援室
平成27年3月
平成27年4月
) 山陽小野田市出合公民館長
令和2年3月

公 職 歴

平成 28 年 7 月

}

山陽小野田市社会教育委員

令和 5 年 6 月

令和 2 年 7 月

}

人権擁護委員

現 在

令和 6 年 9 月

}

宇部人権擁護委員協議会会長

現 在

令和 7 年 6 月

}

山口県人権擁護委員連合会副会長

現 在

団 体 歴

昭和 56 年 8 月

}

山口県スポーツ少年団指導者協議会理事

平成 4 年 3 月

昭和 57 年 4 月

}

小野田市スポーツ少年団指導者協議会会長

平成 4 年 3 月

平成 12 年 4 月

}

山陽小野田市青年の家プラネタリウムの会代表

現 在

平成 2 7 年 4 月

）

令和 2 年 3 月

山陽小野田市立厚狭中学校学校運営委員

平成 2 8 年 4 月

）

令和 2 年 3 月

山陽小野田市立出合小学校学校運営委員

諮問第1号参考資料



能 勢 俊 勝

令和8年（2026年）2月20日

人権擁護委員としての抱負

能 勢 俊 勝

人権擁護委員として2期目が終わり、人権相談や啓発活動などの任務や活動の在り方、組織などについて掌握でき公私ともに充実しているところである。特に、宇部人権擁護委員協議会では、昨年9月より会長職を担うことになり、今年度からは、山口県連合会の副会長職も受け諸活動に当たっているところである。

宇部人権擁護委員協議会では、3年前から大幅な組織改革を行い、各委員が活動しやすい組織作りを試みてきた。その結果、各専門委員会で活動することと全員が協力して活動することの職務の見える化ができ活動の連携もうまくできるようになってきた。

また、啓発活動として小・中学校等に出向き人権教室を実施しているが、その教材作りを手がけてきた。高校生用や企業・大人向けの教材も含め19本作成した。だれもが授業や講義を展開できるように役割分担しマニュアル化しているため、各委員の指導力も向上し宇部協議会の人権教室の実施回数は県下トップである。

今後は、まだ人権教室を開催していない学校があるので、そのような学校にも人権教室を開催してもらえるように努力をしていきたい。

2022年からハラスメント防止法が施行され、全ての企業においてその取り組みが義務化されたことを受け、企業における人権教育の推進にも力を入れていきたいと考えている。

また、県連の役職も受けているので、広い視野に立ち県連の活動を充実させるとともに自分自身の人権擁護委員としての資質を向上させ、地域住民の人権意識の高揚と住みよい地域づくりに貢献していきたい。